

山口県報

令和4年
1月4日
(火曜日)

目次

○規則

山口県会計規則の一部を改正する規則（会計課）



山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月四日

山口県知事 村岡嗣政

山口県規則第一号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五十一条」を「第二百五十条の二」に改める。

第二十八条第七号を次のように改める。

七 法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定納付受託者」という。）が委託を受けて納付する歳入

第三十二条第二項中「指定代理納付者に納付させる」を「指定納付受託者が委託を受けて納付する」に改める。

第三十六条の二を削る。

第十二章中第二百五十一条の前に次の一条を加える。

（身分証明書の様式）

第二百五十条の二 法第二百三十一条の二の六第四項の身分を示す証明書は、別記第十七号様式による。

第二百五十一条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に改める。

第二百五十二条第一項中「第二百四十三条の二第一項前段」を「第二百四十三条の二の二第一項前段」に改め、同条第二項中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に改める。

別記第十六号様式の次に次の一様式を加える。

第17号様式 (第250条の2関係)

(表)

身 分 証 明 書	第 号
所 属	
職氏名	
年 月 日 発 行	
山口県知事	印

上記の者は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の6第3項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。

(裏)

地方自治法抜粋
(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)
第231条の2の6 (第1項及び第2項省略)

3 普通地方公共団体の長は、前3条、この条及び第231条の4の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類 (その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。) その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(第5項省略)

備考 用紙の大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方税法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第七号) 第六条の規定による改正前の地方自治法第二百三十一条の二第六項の規定による指定を受けた者に納付させる歳入については、改正後の山口県会計規則第二十八条及び第三十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。